

敦賀市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、公の施設の指定管理者監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年3月30日

敦賀市監査委員 安 久 彰
同 中 村 淳
同 和 泉 明

公の施設の指定管理者監査結果報告

1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく公の施設の指定管理者監査

3 監査の対象

- (1) 施 設 敦賀市きらめきスタジアム
- (2) 指定管理者 敦賀市ソフトボール協会
- (3) 所 管 課 教育委員会スポーツ振興課

4 監査の範囲

令和2年度及び令和3年度（4月から11月末まで）に公の施設の指定管理者が行った当該施設の管理運営等に係る出納その他の事務の執行状況及び所管課の指定管理者に係る事務の執行状況

5 監査の実施日

令和4年2月10日

6 監査の実施内容

公の施設の指定管理者が行う当該施設の管理運営等に係る出納その他の事務の執行及び所管課の指定管理者に係る事務の執行が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査を行うとともに、指定管理者及び関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

7 監査の着眼点

- (1) 指定管理者に関する事項

- ア 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 施設活性化のための努力はなされているか。
- エ 施設の管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。

(2) 所管課に関する事項

- ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- イ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ウ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- エ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- オ 業務の履行確認及び指定管理者への指導監督は適切に行われているか。

8 監査の結果

公の施設の指定管理者が行った施設の管理運営等に係る出納その他の事務の執行及び所管課の指定管理者に係る事務の執行については、監査した範囲において、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、次の事項については、必要な措置を講じるよう求める。

(1) 指定管理者に関する事項

- ア ソフトボール協会の各年度の事業報告書及び決算書等に指定管理業務の実績を反映し、施設の指定管理業務が協会の行う事業の一つであることを明確に位置付けるよう努められたい。
- イ 管理運営業務の実施の用に供する備品等については、現物と備品台帳に齟齬がないよう確認するとともに、市の所有、指定管理者の所有、リース物品等の区別を明確にし、適切に管理するよう努められたい。
- ウ 領収書の冊子を年度ごとに交換する場合は、未使用分の領収書は使用不能の処理をする等不正防止を図られたい。

(2) 所管課に関する事項

施設の安全管理を図るために、指定管理業務の仕様書に、ナイター照明灯及び街路灯等に係る具体的な保守点検業務を明記することを検討されたい。